

HUMBERTO RUBIO & CIA.

ABOGADOS

Cra. 7a # 74 - 64 Oficina 506
Tel: (571) 3132408 - 3132423 - 3132410 - 3131759
Fax: (571) 3131647 - 3132367
E-mail: rubiolaw@cable.net.co
Apartado Aéreo 21848
Bogotá, D.C. - Colombia

Señores

DIVISION DE SIGNOS DISTINTIVOS

SUPERINTENDENCIA DE INDUSTRIA Y COMERCIO

E. S. D.

SUPERINTENDENCIA DE INDUSTRIA Y COMERCIO
Rad: 06-078228- -00004-0000
Fec: 2008-12-22 15:38:37 Dep. 2020 NUECREACIONES
Tra 2 PATENTES
Eve. 1 REGUESTO
4-4 444 RESPUESTA FOLIO 25

REF: Expediente No.: **06-078.228**
Patente de Invención: **"CUBIERTA DE CARROCERÍA DE VEHICULO PARA MOTOCICLETA"**
Titular: **HONDA MOTOR CO., LTD.**

DESTINO: 444

HUMBERTO RUBIO CAMACHO, mayor de edad, domiciliado en Bogotá, D.C., identificado con la cédula de ciudadanía número 17'192.062 de Bogotá, abogado Titulado con Tarjeta Profesional No. 50.007 del Consejo Superior de la Judicatura, actuando en carácter de **APODERADO** de la Sociedad **HONDA MOTOR CO., LTD.**, domiciliada en 1-1, Minamiaoyama 2-chome, Minato-ku, Tokio, Japón; encontrándome dentro del termino legal para dar contestación al auto proferido por su Despacho mediante Oficio No. 9757, notificado por fijación en lista de 31 de agosto de 2.006; me permito anexar y manifestar:

1.- **ANEXO:**

1.1.- Original del Documento de Cesión otorgado por los Inventores, debidamente legalizado por el sistema de Apostille; traducido oficialmente del idioma Inglés al Español; reconocido por el Ministerio de Relaciones Exteriores en Colombia; por medio del cual se ceden todos los derechos poseídos sobre la presente invención a favor de mí representada la Sociedad **HONDA MOTOR CO., LTD.**

2.- **MANIFIESTO:**

2.1.- Dentro de la debida oportunidad procesal, según escrito radicado en esa Dependencia el 11 de diciembre de 2.006, acompañé al presente expediente copia auténtica del documento certificado y expedido por la Autoridad competente correspondiente a la solicitud Japonesa No. **2005-233072** de 11 de agosto de 2.005, base de la prioridad reivindicada en la solicitud de registro de la patente citada en la referencia, junto con las respectivas traducciones al idioma inglés y español.

No obstante lo anterior, con el propósito de facilitar el examen de patentabilidad dentro del referido expediente, me permito acompañar el original del mencionado documento.

Conforme a lo anterior, solicito muy respetuosamente a su despacho se continúe con el trámite de rigor.

Cordialmente,



HUMBERTO RUBIO CAMACHO
C.C. **17.192.062** de Bogotá
T.P. **50.007** Consejo Superior
de la Judicatura
COD. **4134**

06/1689-08/pi
cpfm.-



COLOMBIA

ASSIGNMENT

El(los) que suscribe(n),

The undersigned

(1) Akihiro KOMATSU (2) Masaru HISADOMI (3) Hiroshi NITTA

domiciliado(s) en

with domicile at

C/o HONDA R & D, CO., LTD 4-1, Chuo 1-chome, Wako-shi, Saitama 351-0193 Japan.

(en adelante llamada el(los) CEDENTE(S)),
declara(n) bajo juramento ser único(s) y verdadero(s) inventor(es)
de la invención

(hereinafter referred to as the ASSIGNOR(S))
State(s) under oath to be the sole and true inventor(s) of
the invention

CUBIERTA DE CARROCERIA DE VEHICULO PARA
MOTOCICLETA

VEHICLE BODY COVER OF MOTORCYCLE.

(hereinafter referred to as the INVENTION)

(en adelante llamada la INVENCION)

declara(n) por el presente instrumento que cede(n), sin reservas ni
limitaciones, a

declare(s) by this document that he/she/they assign(s)
without reservations or limitations, unto

HONDA MOTOR CO., LTD

sociedad organizada y existente bajo las leyes de Japon, y
domiciliada en

a company organized and existing under the laws of Japan,
and domiciled at

1-1, Minami-Aoyama 2-chome. Minato-ku, Tokyo 107-8556. Japan

<
Todos los derechos inherentes a dicha invención y que la citada
sociedad queda facultada para solicitar en su nombre la patente
correspondiente en la República de Colombia.

all rights inherent to said invention and that the above
mentioned company hereby is entitled to apply, in its own
name, for the corresponding patent in the Republic of
Colombia.

Por el (los) CEDENTE(S)
Firmado en Tokio, a

For the ASSIGNOR(S)
Signed at Tokyo, on

Firma(s)/
Signature(s)

Akihiro Komatsu Masaru HISADOMI Hiroshi NITTA

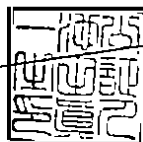
Akihiro KOMATSU

Masaru HISADOMI

Hiroshi NITTA

*This document requires Notarization and legalization by Apostille.
Este documento requiere Notarización y legalización mediante Apostilla.*

嘱託人小松昭浩、久富勝及び新田浩の代理人伊藤正啓は、本公証人に対し、嘱託人が別添文書に署名したことを自認している旨陳述した。

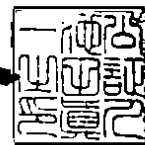


よって、これを認証する。

平成18年 12 月 7 日、本公証人役場において
東京都千代田区内幸町2丁目1番1号
東京法務局所属

公 証 人
Notary

池田真一
MAKAZU IKEDA



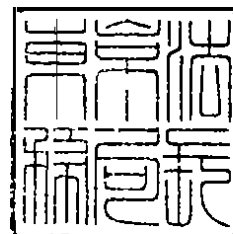
証 明

上記署名は、東京法務局所属公証人の署名に相違ないものであり、かつ、その押印は、真実のものであることを証明する。

平成18年12 月 7 日

東京法務局長

戸田信久



APOSTILLE

(Convention de La Haye du 5 octobre 1961)

1. Country: JAPAN

This public document

2. has been signed by MAKAZU IKEDA

3. acting in the capacity of Notary of the Tokyo Legal Affairs Bureau

4. bears the seal/stamp of MAKAZU IKEDA

Certified

5. at Tokyo

6.

DEC - 7 2006

7. by the Ministry of Foreign Affairs

8. 06- N° 000587

9. Seal/stamp:

10. Signature



K. Oyabe

Kazutoyo OYABE

For the Minister for Foreign Affairs

Traducción oficial de un documento escrito en Inglés. Diciembre 18, 2006

Registro N° 2173, 2006

Certificado Notarial

Yo, el suscrito Notario, por la presente certifico que el señor Masahiro ITO, un agente de los señores Akihiro KOMATSU, Masaru HISADOMI e Hiroshi NITTA, quienes han sido autorizados para firmar el documento adjunto, han declarado ante mi presencia que dichos señores Akihiro KOMATSU, Masaru HISADOMI e Hiroshi NITTA, reconocieron haber firmado personalmente el documento adjunto y que sus firmas son verdaderas y auténticas.

Documento fechado este séptimo (7) día del mes de Diciembre de 2006.

Firma Illegible
MAKAZU IKEDA
Notario

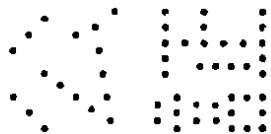
Sello lee
Buró de Asuntos Exteriores de la Ciudad de Tokio
Notario
1-1, 2Chome Uchisaiwaicho
Chiyoda-Ku
Tokio, Japón

Es fiel traducción del documento que he tenido a la vista.

LUIS ENRIQUE GOMEZ V. - Traductor Oficial

Resolución 283 / 88 Ministerio de Justicia

C.C. 438.449 Usaquén D.C. Colombia S.A.



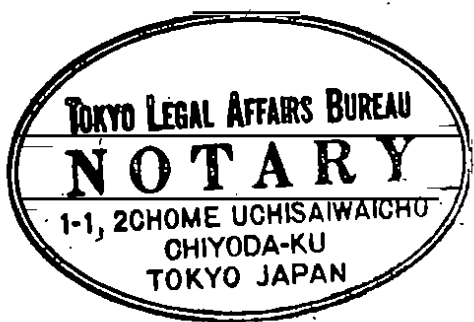
2173

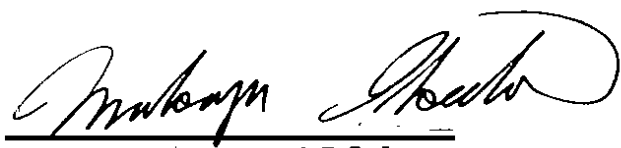
Registration No. 2173 , 2006

NOTARIAL CERTIFICATE

I, the undersigned Notary, do hereby certify that Mr. Masahiro ITO, an agent of Mr. Akihiro KOMATSU, Mr. Masaru HISADOMI and Mr. Hiroshi NITTA, who have been authorized to sign the attached document, has stated in my very presence that said Mr. Akihiro KOMATSU, Mr. Masaru HISADOMI and Mr. Hiroshi NITTA acknowledged themselves to have signed to the attached document, and that their signatures are true and genuine.

Dated: on this 7th day of December, 2006




MAKAZU IKEDA
NOTARY

日本国特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

別紙添付の書類に記載されている事項は下記の出願書類に記載されている事項と同一であることを証明する。

This is to certify that the annexed is a true copy of the following application as filed with this Office.

出願年月日
Date of Application: 2005年 8月11日

出願番号
Application Number: 特願2005-233072

パリ条約による外国への出願
に用いる優先権の主張の基礎
となる出願の国コードと出願
番号

The country code and number
of your priority application,
to be used for filing abroad
under the Paris Convention, is

J P 2005-233072

出願人
Applicant(s): 本田技研工業株式会社

2006年 4月21日

特許庁長官
Commissioner,
Japan Patent Office

中嶋



出証番号 出証特2006-3029637

Traducción oficial de un documento escrito en Inglés. Diciembre 18, 2006

APOSTILLA
(Convención de La Haya, Octubre de 1961)

1. País. Japón

Este documento público

2. Ha sido firmado por. MAKAZU IKEDA
3. Actuando en su condición de Notario del Buró de Asuntos Exteriores de la ciudad de Tokio.
4. Lleva la estampilla/sello de MAKAZU IKEDA

Certificado

5. En Tokio
6. El Séptimo día mes de Diciembre de 2006
7. Por el Ministerio de Relaciones Exteriores
8. N° 06-N° 000587
9. Sello/Estampilla

10. Firma
Ilegible
Kazutoyo OYABE
Ministerio de Relaciones Exteriores

Es fiel traducción del documento que he tenido a la vista

LUIS ENRIQUE GOMEZ V. - Traductor Oficial
Resolución 283 / 88 Ministerio de Justicia
C.C. 438.449 Usaquén D.C. Colombia S.A.

HO SE ASUME
RESPONSABILIDAD DEL TEXTO

2006 DIC 18 A 8:22

JEFE DE LEGALIZACIONES
BOGOTÁ D.C.

MINISTERIO DE
RELACIONES EXTERIORES

544232

Luis Gómez
CUYA FIRMA PRECEDER EL
ACORDADO DESEMPLEA
LAS FUNCIONES INDICADAS

117
111

【書類名】 特許願
【整理番号】 H105-2558
【あて先】 特許庁長官殿
【国際特許分類】 B62J 23/00
【発明者】
 【住所又は居所】 埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社 本田技術研究所内
 【氏名】 小松 昭浩
【発明者】
 【住所又は居所】 埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社 本田技術研究所内
 【氏名】 久富 勝
【発明者】
 【住所又は居所】 埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社 本田技術研究所内
 【氏名】 新田 浩
【特許出願人】
 【識別番号】 000005326
 【氏名又は名称】 本田技研工業株式会社
 【代表者】 福井 威夫
【代理人】
 【識別番号】 100089509
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 小松 清光
 【電話番号】 3984-3456
【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 040213
 【納付金額】 16,000円
【提出物件の目録】
 【物件名】 特許請求の範囲 1
 【物件名】 明細書 1
 【物件名】 図面 1
 【物件名】 要約書 1
 【包括委任状番号】 9102144

【書類名】特許請求の範囲

【請求項 1】

ヘッドパイプから斜め下がりに後方へ延びる一本のメインフレームと、このメインフレームの後部側から後方へ延びるリヤフレームと、メインフレームの左右を覆うフロントカバーと、シリンダが略水平に配置された状態でメインフレーム下部に支持されたエンジンと、ヘッドパイプへ回動自在に支持されたフロントフォークと、このフロントフォークの下端に支持された前輪とを備えた自動 2 輪車において、

前記フロントフォークは、前輪の上方にて左右方向へ延びるフォークブラケットと、そのフォークブラケットの左右両端部から下方へ延びる左右のフォーク筒と、フォークブラケットの左右方向中間部から上方へ延びて前記ヘッドパイプに支持されるステアリングシステムとを備え、このステアリングシステム側方かつフォークブラケット上方に開放するフロントカバー配設空間を設けるとともに、

前記左右のフロントカバーは、それぞれ前記フォークブラケットの左右方向両端部上方の前記フロントカバー配設空間を通して前方へ延出する前部を備え、

これら左右のフロントカバーの各前部が前記ヘッドパイプ前方に設けられているヘッドライトの側方を覆うことを特徴とする自動 2 輪車の車体カバー。

【請求項 2】

前記ヘッドライトを支持するフロントカウルを前記ヘッドパイプ前方に備え、このフロントカウルをカウルステーを介して車体へ取付け、さらにこのフロントカウルの左右に前記左右のフロントカバー前部をそれぞれ取付けたことを特徴とする請求項 1 に記載した自動 2 輪車の車体カバー。

【請求項 3】

前記フロントカバー前部の上部にメーターを取付けたことを特徴とする請求項 1 に記載した自動 2 輪車の車体カバー。

119 10 17

【書類名】明細書

【発明の名称】自動2輪車の車体カバー

【技術分野】

【0001】

この発明は、車体中心に沿って一本のメインフレームを前後方向へ配したバックボーン形式の車体フレーム構造を有する自動2輪車に好適な車体カバーに関する。

【背景技術】

【0002】

バックボーン形式の車体フレーム構造を有する自動2輪車において、メインフレームの周りを左右のフロントカバー及び上方のトップカバーからなる車体カバーで覆ったものは公知である（特許文献1参照）。

【特許文献1】特開平3-167084号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

上記従来の車体カバー形式では、メインフレームを覆うフロントカバーとは別に、ヘッドパイプ前方に設けられたヘッドライトやその近傍にヘッドパイプの前方を覆うフロントカウルが独立して設けられている。このため、フロントカバー前端とヘッドライトやフロントカウルとの間に隙間が生じてしまうことになり、外観上この隙間の解消が望まれる。本願はこのような要請の実現を目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0004】

上記課題を解決するため自動2輪車の車体カバーに係る請求項1の発明は、ヘッドパイプから斜め下がり後方へ延びる一本のメインフレームと、このメインフレームの後部側から後方へ延びるリヤフレームと、メインフレームの左右を覆うフロントカバーと、シリンダが略水平に配置された状態でメインフレーム下部に支持されたエンジンと、ヘッドパイプへ回動自在に支持されたフロントフォークと、このフロントフォークの下端に支持された前輪とを備えた自動2輪車において、前記フロントフォークは、前輪の上方にて左右方向へ延びるフォークブラケットと、そのフォークブラケットの左右両端部から下方へ延びる左右のフォーク筒と、フォークブラケットの左右方向中間部から上方へ延びて前記ヘッドパイプに支持されるステアリングシステムとを備え、このステアリングシステム側方かつフォークブラケット上方に開放するフロントカバー配設空間を設けるとともに、前記左右のフロントカバーは、それぞれ前記フォークブラケットの左右方向両端部上方のフロントカバー配設空間を通して前方へ延出する前部を備え、これら左右のフロントカバーの各前部が前記ヘッドパイプ前方に設けられているヘッドライトの側方を覆うことを特徴とする。

【0005】

請求項2の発明は上記請求項1において、前記ヘッドライトを支持するフロントカウルを前記ヘッドパイプ前方に備え、このフロントカウルをカウルステーを介して車体へ取付け、さらにこのフロントカウルの左右に前記左右のフロントカバー前部をそれぞれ取付けたことを特徴とする。

【0006】

請求項3の発明は上記請求項1において、前記フロントカバー前部の上部にメーターを取付けたことを特徴とする。

【発明の効果】

【0007】

請求項1の発明によれば、フロントフォークを構成する左右のフォーク筒がフォークブラケットから下方に設けられ、フォークブラケットの左右方向両端部上方にはフォーク筒を存在させず開放するフロントカバー配設空間を形成したので、このフロントカバー配設

出証特2006-3029637

空間を通して左右のフロントカバーの各前部を前方へ延長させてヘッドライトの左右を覆うようにすることができる。このため、フロントカバーの前端部とヘッドライトとの間における隙間が解消され、フロントカバーを小型化し、かつ簡単な構造で外観向上を図ることができる。

【0008】

請求項2の発明によれば、ヘッドライトを支持するフロントカウルをカウルステーを介して車体へ取付け、このフロントカウルの左右に左右のフロントカバー前部をそれぞれ取付けたので、フロントカバー前部における剛性向上並びに組付性向上を図ることができる。

【0009】

請求項3の発明によれば、フロントカバー前部の上部にメーターを取付けたので、メーターをヘッドパイプ等へ直接取付けずに、フロントカバーでメーターを支持できるようになり、メーターの取付けが容易になる。

【発明を実施するための最良の形態】**【0010】**

以下、図面に基づいて一実施例を説明する。なお、上下・左右・前後の各方向は、自動2輪車の使用状態を基準とする。

図1は、本願発明に係る自動2輪車の側面図である。この自動2輪車は、ヘッドパイプ1から車体中心に沿って前後方向かつ後方斜め下がりには一本のメインフレーム2を配設したバックボーン形式の車体フレームを採用している。

【0011】

メインフレーム2の後部には、屈曲して下方へ延びるピボット部3が連続して設けられている。また、メインフレーム2の中間部左右側面からは、左右にシートレール4が斜め上がり後方へ延出し、その後部と、メインフレーム2のピボット部3への屈曲部近傍部との間にリヤステー5が連結され、これらによって車体フレームが構成されている。シートレール4とリヤステー5は車体フレームの一部をなすりやフレームを構成する。

【0012】

メインフレーム2の周囲は、左右割りされた左右のフロントカバーで覆われている。本図は左側面図につき左側フロントカバー6のみが見え、右側フロントカバー7（図3、4参照）は見えていない。以下、本図及び次の図2におけるフロントカバーの説明は左側フロントカバー6のみについて行うが、右側フロントカバー7も同様である。

【0013】

左側フロントカバー6の前部40はヘッドパイプ1よりも前方へ延長され、ヘッドライト8の側方を覆っている。ヘッドライト8はヘッドパイプ1の前方に配置され、フロントカウル9に支持されている。左側フロントカバー6の前部40はこのフロントカウル9の側面を覆っている。左右のフロントカバーとフロントカウル9は車体カバーを構成する。

【0014】

ヘッドパイプ1にはフロントフォーク10のステアリングステム10aが回動自在に支持され、このステアリングステム10aはハンドル11にて操向される。フロントフォーク10は、車体中心上に配置される一本のステアリングステム10aと、その下端が取付けられ左右方向へ張り出すフォークブラケット12と、このフォークブラケット12の左右に上端を取付けられて下方へ延びる左右一対のフォーク筒13からなり、ステアリングステム10a側方かつフォークブラケット12上方に開放するフロントカバー配設空間Aを設けるとともに、左右のフォーク筒13間には前輪14が支持される。フォーク筒13はテレスコピック式等公知のものである。

【0015】

左側フロントカバー6と右側フロントカバーとの間に形成された後部空間内には、エアクリーナ15が配置されてメインフレーム2上に支持され、その左右側面の各外側方をシートレール4が横切っている。

【0016】

エアクリーナ 15 の下部から前方へ延出するコネクティングチューブ 16 は気化器 17 へ接続し、気化器 17 はその下方のエンジン 18 におけるシリンダ部 18 a の吸気口へ接続している。エンジン 18 はシリンダ部 18 a が前後方向へ略水平に寝た水平エンジンであり、メインフレーム 2 の位置を低くできるとともに、メインフレーム 2 の下方へ配置され、メインフレーム 2 の後部及びピボット部 3 により支持されている。

【0017】

エアクリーナ 15 のケース後部は、後方へ一体に延出する延出部 19 をなし、エアクリーナ 15 の後方に配置される燃料タンク 20 の側方及び下方を覆う。延出部 19 の後部はリヤステア 5 に沿って後方斜め上がりの傾斜面をなし、ここでリヤステア 5 へボルト等により取付けられている。

【0018】

燃料タンク 20 はメインフレーム 2 とシートレール 4 及びリヤステア 5 によって形成される三角形の空間内の後部側に配置され、その左右側方を通過するシートレール 4 にて支持される。

【0019】

これらエアクリーナ 15 及び燃料タンク 20 の上方は、開閉自在のシート 21 にて覆われる。シート 21 の前端部は、シートレール 4 の前端部に設けられたステア 22 へヒンジを介して取付けられ、前方へ回動することにより開かれる。

【0020】

ピボット部 3 にはピボット軸 23 でリヤアーム 24 の前端が揺動自在に支持され、リヤアーム 24 の後端部には後輪 25 が支持される。また、リヤアーム 24 の後端部と、シートレール 4 におけるリヤステア 5 の接続部近傍部との間にリヤクッション 26 が懸架される。

【0021】

図 2 は、車体前部を拡大した側面図である。ヘッドライト 8 の上方かつフロントカウル 9 の後方には、速度計等のメーター 27 がビス等の適宜結合部材 28 で左側フロントカバー 6 の前端上部に取付けられている。左側フロントカバー 6 における前部 40 の上端部はフロントカウル 9 を支持するヘッドライト枠部 30 に対してビス等の締結部材もしくは差し込むだけで結合できる公知のファスナー等からなる適宜の結合部材 31 で取付けられている。

【0022】

前部 40 におけるヘッドライト 8 の側方部はヘッドライト枠部 30 に対して差し込みにより係合している。この詳細は後述する。また、左側フロントカバー 6 におけるヘッドパイプ 1 の近傍部は、ヘッドパイプ 1 から後方へ突出しているステア 1 a へ適宜の結合部材 32 で取付けられている。

【0023】

左側フロントカバー 6 における前部 40 の下面は、フォークブラケット 12 の上方に形成された空間（後述）を前後方向へ通過している。前部 40 は段部 40 a にてカウル部 40 b とヘッドパイプ部 40 c の 2 段に形成されている。カウル部 40 b は車体内側へ一段低くなってフロントカウル 9 の側方を覆う。ヘッドパイプ部 40 c はカウル部 40 b より一段高くなって側方へ張り出してヘッドパイプ 1 の側方を覆う。カウル部 40 b とヘッドパイプ部 40 c は連続している。車体フォークブラケット 12 は前輪 14 の上端部より上方かつヘッドパイプ 1 の下方に位置し、左右方向へ張り出している（図 3 参照）。

【0024】

ヘッドライト枠部 30 はカウルステア 33（詳細は後述）を介してヘッドパイプ 1 へ支持されている。すなわちヘッドライト枠部 30 の左右側部へカウルステア 33 の左右各上部をボルト 34 で取付け、このカウルステア 33 の下部をヘッドパイプ 1 の前面下部に設けられたステア 35 へボルト 36 で締結している。39 は左右側フロントカバー 6 のヘッドパイプ部 40 c の側面へ取付けられたウインカである（右側も同様に取付けられている）。

【0025】

図3は左右のフロントカバーの取付を示す分解斜視図である。フロントカバーは左右に分割され、メインフレーム2の左側を覆う左側フロントカバー6と、メインフレーム2の右側を覆う右側フロントカバー7からなり、合成樹脂等の適宜材料からそれぞれ形成されている。

【0026】

左側フロントカバー6は、側面視でヘッドパイプ1からヘッドライト8の側方までを覆う前部40と、メインフレーム2の後方かつシート21の前方部分を覆う中間部41及び、シート21の前部下方へ延びる後部42を一体化したものである。

【0027】

前部40と中間部41は連続して斜め下がり後方へ延びる。前部40と中間部41の接続部上部には段部43が形成され、中間部41と後部42の接続部は湾曲部44をなし、ここから後部42は斜め上がり後方へ延びる。

【0028】

前部40の上部には、略水平に車体右側へ延びるメーター支持部45が設けられ、その上面に形成された角穴46にメーター27の下部が嵌合される。角穴46の周囲には、結合部材28（図2参照）の取付穴47が角穴46を挟んで対角線上に配置されて形成されている。さらにメーター支持部45の先端部45aにも取付穴48が形成されている。

【0029】

前部40の上下方向幅は、ヘッドパイプ1の側面視における長さと同様であり、ヘッドパイプ1全体を側方から覆う程度になっている。但し、前部40の下端はフォークブラケット12の上方を通るようになっている。また、前部40の前端部も、ヘッドライト枠部30の側面全体を覆える程度の幅になっている。

【0030】

右側フロントカバー7は、側面視形状が左側フロントカバー6と同様であり、前部50、中間部51及び後部52を有する。前部50は左側同様に段部50aを挟んでカウル部50bとヘッドパイプ部50cが2段に形成されている。また、段部53及び湾曲部54も左側フロントカバー6に対応して形成されている。前部50には平面視略コ字状の嵌合枠部55が形成され、その内側にメーター支持部45を収容する空間56が形成されている。

【0031】

左右のフロントカバーにおいて、中間部41及び中間部51の上部には、車体中心方向へ延出する上面部49及び59が設けられ、これらの先端部が車体中心上で重なり、結合部71、81を重ねて、メインフレーム2の前後方向中間部から上方へ突出しているステー2aの頂部へビス等で相互に結合される。

【0032】

フロントフォーク10は、この図に明らかなように、左右方向へ張り出すフォークブラケット12を備え、その左右方向両端部から左右のフォーク筒13の各上端部が吊り下げ支持され、フォークブラケット12の左右方向中間部にステアリングステム10aの下端が一体回転するように取付けられている。このため、フォークブラケット12の左右方向両端部上方かつヘッドパイプ1側方に開放するフロントカバー配設空間Aが形成され、このフロントカバー配設空間A内に左右のフロントカバーの各前部40及び50が配設されるようになっている。

【0033】

図4は、左側フロントカバー6と右側フロントカバー7を接続する際における結合前の平面視状態を示す。Cは車体中心であり、メインフレーム2の軸線と重なる。C1及びC2は左側フロントカバー6及び右側フロントカバー7の合わせラインであり、組立時にこれらの線C1及びC2は車体中心Cと重なるようになっている。

【0034】

嵌合枠部55の開放端の一部55aは、合わせラインC2まで延出し、ここに取付穴4

7の車体中心側のものと重なる取付穴57が形成されている。また、嵌合枠部55のうちメーター支持部45の先端45aが重なる位置には、取付穴48と一致する取付穴58が形成されている。

【0035】

メーター支持部45は先端45aが合わせラインC1を越えて右側へ延出し、空間56に重なってこれを塞ぎ、開放端の一部55aの取付穴57の上に取付穴47が重なるので、ここへ締結部材28(図2)を用いて結合し、同時に取付穴58の上に取付穴48が重なるので、ここへ締結部材29(図2)を用いて結合すれば、前部40と前部50が一体化される。

【0036】

このとき、取付穴47と取付穴57は重ねられた状態でメーター27の一方の結合部材28を通すことにより、メーター27とメーター支持部45及び開放端の一部55aを共締めできる。

【0037】

前部40及び50におけるカウル部40b及び50bの各内面から車体中心側へ一体に突出するフック70、80が設けられ、それぞれ後述するようにフロントカウル9へ差し込み係合される。

また、湾曲部44及び後部52の各内面にも車体中心方向へ突出するフック72、82が一体に設けられ、これらがメインフレーム2の側面へ係止される。

さらに、中間部41及び51の下端部にも、車体中心方向へ延出する取付部73、83が形成され、これらの各先端を重ねてメインフレーム2の下方にて相互に結合される。

【0038】

また、取付部73、83の前方には車体中心方向へ突出するボス74、84が設けられ、ここへ差し込まれた結合部材32(図2)でステー1a(図2及び3)へ係止される。75及び85はウインカの取付座である。

【0039】

図5はフロントカウル9の斜視図である。フロントカウル9はバイザー部90とヘッドライト枠部30により、正面視で略四角状のヘッドライト収容空間93を形成するようになり、全体が合成樹脂等の適宜材料で一体に形成される。

【0040】

バイザー部90はメーター27の前方を覆う、前方へ凸に湾曲し、かつ斜め前下がりの斜面をなす3次元曲面の部材である。ヘッドライト枠部30は左右の側部91と底部92を一体化し、左右の側部91の上部をバイザー部90へ連結することにより、バイザー部90の下方側が枠状をなす。

【0041】

側部91の上部には側方及び前方へ斜め下がりの取付面94が形成され、ここに設けられた取付穴95へ、前部40及び50の各前端に形成された取付穴を重ね、結合部材31で結合される。

【0042】

側部91の前方側に形成された取付穴96には、グロメット(図示省略)を介して、前部40及び50におけるカウル部40b及び50bに設けられたフック70、80(図4参照)を差し込むことによって、ワンタッチ式に係合し、防振支持される。側部91の後方側に形成された取付穴97には、カウルステー33の左右各上部がボルト34(図2)で取付けられる。

底部92は略水平に前方へ延出し、その中央に長穴98が前後方向へ長く形成されている。

【0043】

図中に仮想線で示すカウルステー33は正面視が略U字状をなし、全体がパイプ状部材で形成されるとともに、上下方向に延びる左右の側部33aの各上端部側は、フロントカウル9の左右各側部91へ重なる扁平部33bとされており、ここに設けられた通し穴3

3cを取付穴97へ重ねてボルト止めされるようになっている。また、左右側部33aの各下端部間を連結するクロス部33dの左右方向中央部にも扁平部33eが設けられ、ここに形成された通し穴33fにてヘッドパイプ1のステー35（図2参照）へボルト止めされるようになっている。

【0044】

図6はヘッドライト8の支持構造を示す。ヘッドライト8の外形をなすハウジング100の上部中央には、上方へ突出する係合突起101が一体に形成され、この先端102をフロントカウル9のバイザー部90の裏面から一体に後方へ突出形成されたステー37の係止穴37aへ差し込まれる。

【0045】

ハウジング100の底部中央にはナット103が一体化しており、ここにフロントカウル9における底部92の長穴98を通してエイミングネジ38が締結される。そこでエイミングネジ38を緩めれば、係合突起101の先端102はヘッドライト8の揺動を許容する状態でステー37の係止穴37aへ差し込まれているから、ヘッドライト8は前後へ揺動でき、バルブ104の光軸Lを上下方向へ角度変化させてエイミング調整できる。

【0046】

次に、本実施例の作用を説明する。フロントフォーク10を構成する左右のフォーク筒13がフォークブラケット12から下方に設けられ、フォークブラケット12の左右方向両端部上方にはフォーク筒13を存在させず、開放するフロントカバー配設空間Aを形成したので、このフロントカバー配設空間Aを通して左右のフロントカバー6、7の各前部40及び50を前方へ延長させてヘッドライト8を支持するフロントカウル9の左右を覆うようにすることができる。このため、側面視の外観において、左右の各フロントカバーの前端部40及び50と、ヘッドライト8及びフロントカウル9との間における隙間が解消され、フロントカバー6、7を小型化し、かつ簡単な構造で外観向上を図ることができる。

【0047】

また、ヘッドライト8を支持するフロントカウル9をカウルステー33を介して車体側のヘッドパイプ1に設けられたステーへ取付けることにより、ヘッドライト8及びフロントカウル9は車体側へ強固に支持されている。そこでフロントカウル9に設けられたヘッドライト枠部30の左右にフロントカバーの前部40及び50の各前端部を取付けたので、左右のフロントカバーの前部40及び50における剛性向上並びに組付性向上を図ることができる。しかもフック70、80及び結合部材31により簡単に結合及び分離ができるから、組立並びにメンテナンスが容易になる。

【0048】

また、フロントカバーの前部40及び50に、メーター支持部45及び嵌合枠部55を設けて相互に結合し、メーター支持部45の角穴46へメーター27の底部を嵌合して取付けたので、メーター27をヘッドパイプ1等へ直接取付けずに、左右のフロントカバー前部40及び50でメーター27を支持できるようになり、メーター27の取付が容易になる。しかも、メーター27の結合部材28の一部を利用して、左右のフロントカバーの前部40及び50並びにメーター27を共締めでき、組立時の作業性が向上する。

【0049】

そのうえ、左右のフロントカバー6、7は、結合部材31、32及びフック70、72及び80、82等で簡単迅速に車体側へ着脱できるから、組立及びメンテナンスの作業性を向上させることができる。

【図面の簡単な説明】

【0050】

【図1】 実施例に係る自動2輪車の左側面図

【図2】 図1の前部を拡大した図

【図3】 左右のフロントカバーの組み付けを示す分解斜視図

【図4】左右のフロントカバーの組み付け状態を示す平面図

【図5】フロントカウルの斜視図

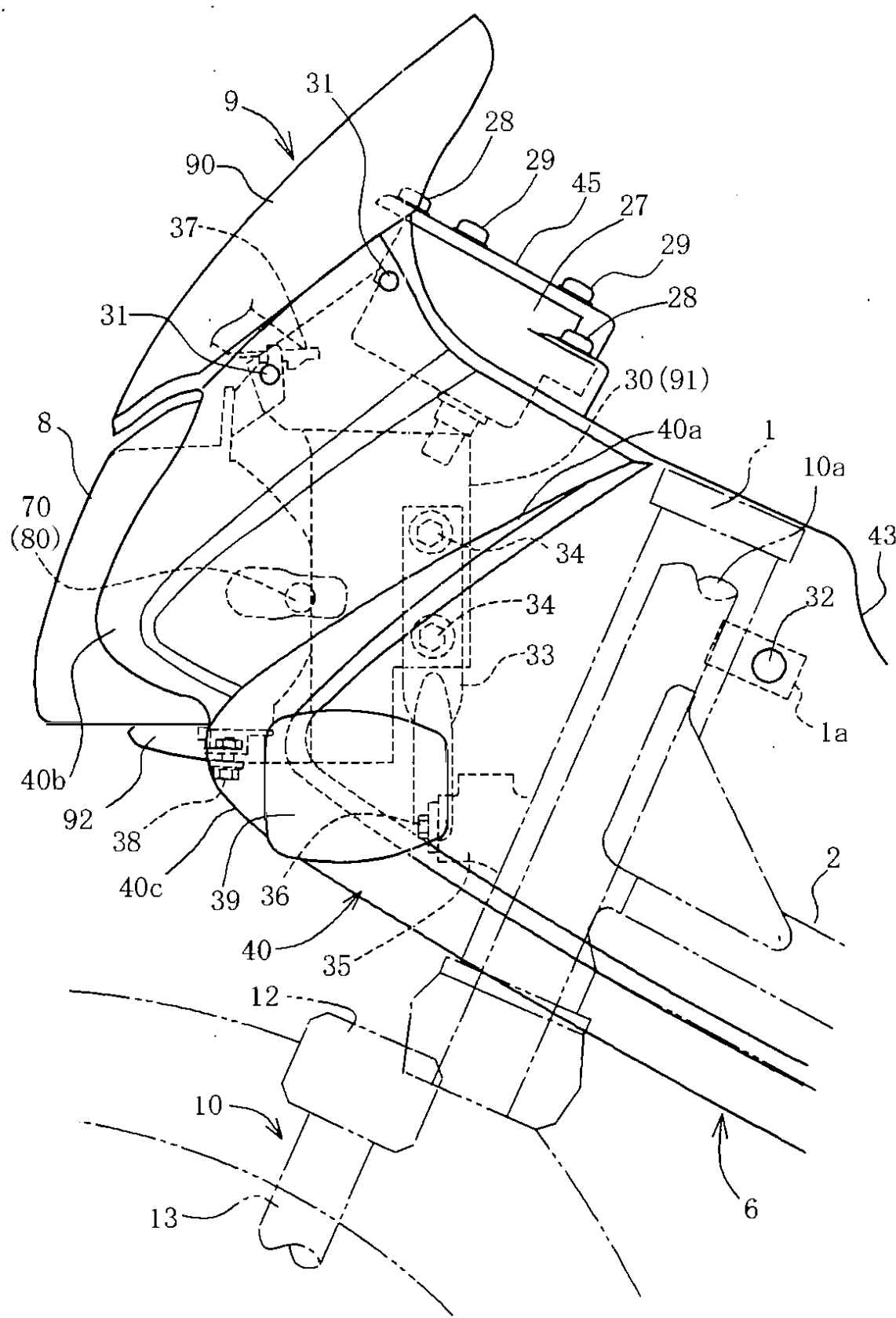
【図6】ヘッドライトの支持構造を示す図

【符号の説明】

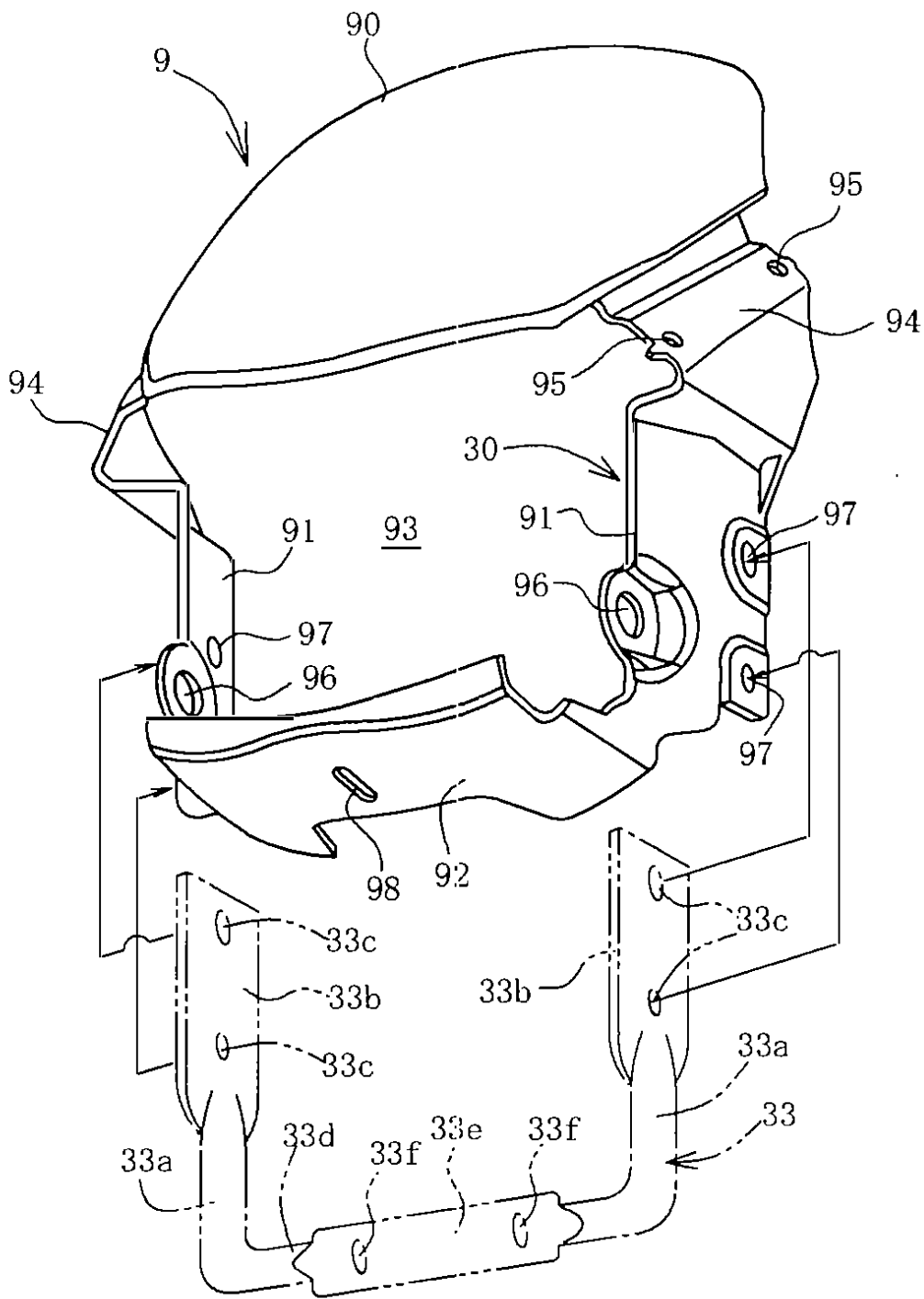
【0051】

1:ヘッドパイプ、2:メインフレーム、6:左側フロントカバー、7:右側フロントカバー、8:ヘッドライト、9:フロントカバー、10:フロントフォーク、10a:ステアリングシステム、11:ハンドル、12:フォークブラケット、13:フォーク筒、14:前輪、30:ヘッドライト枠部、33:カウルステー、A:フロントカバー配設空間

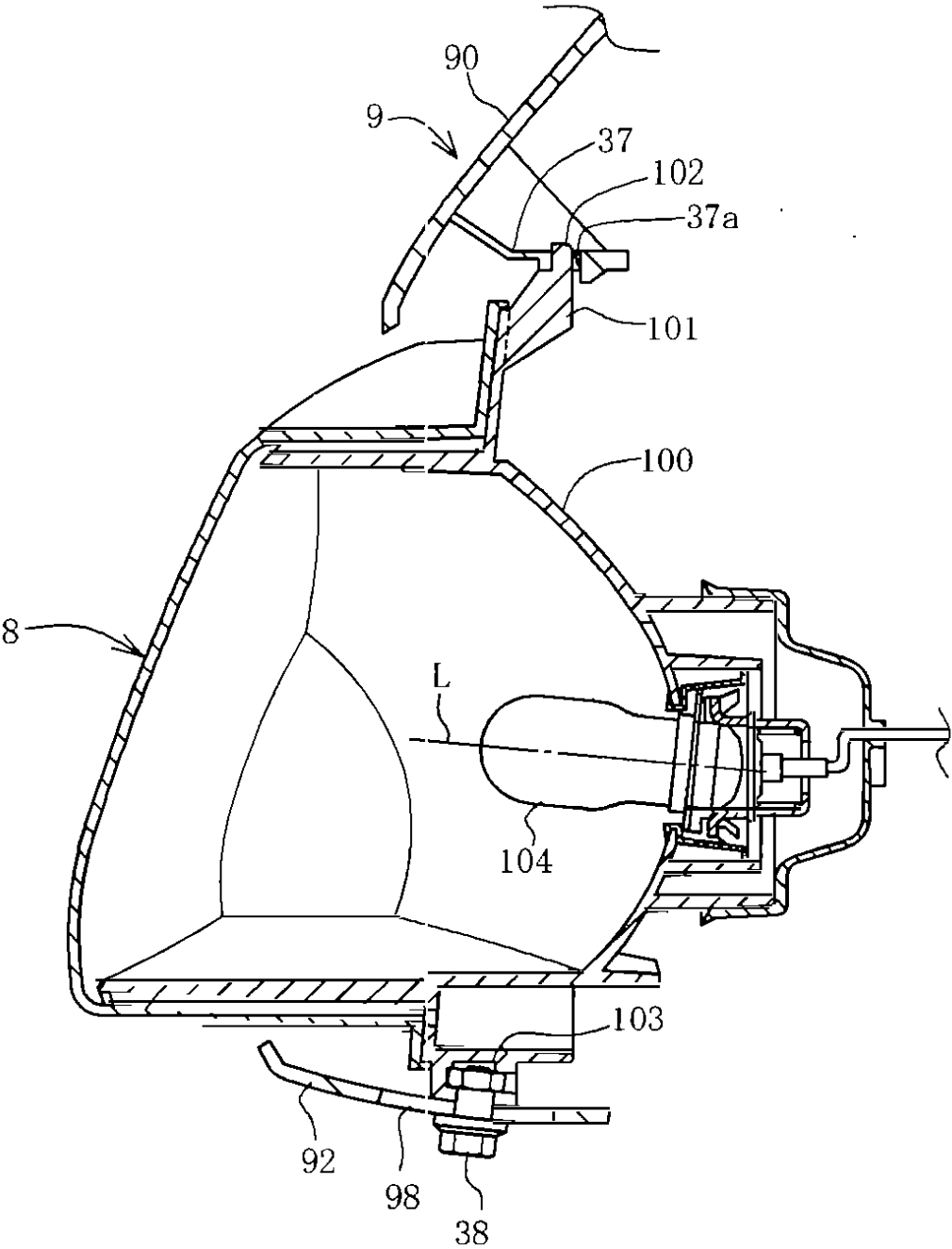
【図2】



【図 5】



【図 6】



【書類名】要約書

【要約】

【目的】バックボーン形式の車体フレームにおいて、メインフレームを覆う車体カバーを利用してヘッドライト 8 及びフロントカウル 9 の側方を覆う。

【構成】バックボーン式のメインフレーム 2 の前端にヘッドパイプ 1 を設け、ステアリングシステム 10 a を回動自在に支持する。ステアリングシステム 10 a の下端に左右方向へ延びるフォークブラケット 12 を一体化し、フォークブラケット 12 の左右にフォーク筒 13 を設けて前輪 14 を支持する。メインフレーム 2 の左右を覆うフロントカバー（6、7）の前端 40（50）を、フォークブラケット 12 の上方に形成された開放するフロントカバー配設空間を利用してヘッドパイプ 1 より前方へ延ばし、ヘッドパイプ 1 の前方に支持されているヘッドライト 8 及びフロントカウル 9 の各側方を覆う。

【選択図】図 2

133
1.11

認定・付加情報

特許出願の番号	特願 2 0 0 5 - 2 3 3 0 7 2
受付番号	5 0 5 0 1 4 8 2 1 8 6
書類名	特許願
担当官	第三担当上席 0 0 9 2
作成日	平成 1 7 年 8 月 1 8 日

<認定情報・付加情報>
【提出日】 平成17年 8月11日

特願 2 0 0 5 - 2 3 3 0 7 2

出 願 人 履 歴 情 報

識別番号 [0 0 0 0 0 5 3 2 6]

1. 変更年月日 1 9 9 0 年 9 月 6 日
[変更理由] 新規登録
住 所 東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号
氏 名 本田技研工業株式会社

135

137

REPUBLICA DE COLOMBIA
SUPERINTENDENCIA DE INDUSTRIA Y COMERCIO

Folio 137

2020
Bogotá D.C.,

Doctor(a)
RUBIO CAMACHO HUMBERTO
Apoderado(a) y/o Representante de
HONDA MOTOR CO., LTD

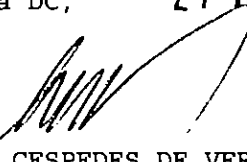
REFERENCIA	Radicación No. 06 78228
	Trámite 2
	Evento 1
	Actuación 416
	Oficio No. 2770
	Folios 1

Teniendo en cuenta que la solicitud de privilegio de patente que se tramita bajo el expediente indicado en la referencia, reúne los requisitos de forma establecidos en los artículos 26 y 27 de la Decisión 486 de la Comisión de la Comunidad Andina, y en las demás disposiciones vigentes sobre la materia, se envía el extracto de la solicitud a la Oficina de Comunicaciones para efecto de su publicación en la Gaceta de Propiedad Industrial.

De acuerdo con lo previsto por el artículo 40 de la Decisión 486/00, la publicación en este caso se hará a partir del día 09 del mes de Agosto de 2007.

Cúmplase
Dado en Bogotá DC,

27 MAR. 2007


ALIX CARMENZA CESPEDES DE VERGEL
Jefe de la división de Nuevas Creaciones

adpa10